

平成24年度の保険料と保険料軽減措置についてお知らせします

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、下記表のとおり軽減されます。

〈均等割額〉 39,710円

〈所得割額〉 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額 × 8.07%

●均等割額の軽減

(納付額は100円未満切り捨てとなります)

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額 (330,000円)	8.5割	5,956円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,971円
基礎控除額 (330,000円) + 245,000円 × 被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,855円
基礎控除額 (330,000円) + 350,000円 × 被保険者の数	2割	31,768円

●所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等 (基礎控除後) に応じて、所得割額が軽減されます。

被保険者本人の総所得金額等 (基礎控除後)	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

●職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方については、保険料が軽減されます。

(納付額は100円未満切り捨てとなります)

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,971円

<注意> ※国民健康保険 (国保) と国民健康保険組合 (国保組合) に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

【お問い合わせ先】 秋田県後期高齢者医療広域連合 018-853-7155
 町民課 後期高齢者医療担当 079-2113